

記載例

認定職業訓練実施付加奨励金支給申請書

和歌山 労働局長 殿

令和 年 月 日

平成・令和 年 月 日 に認定を受けた訓練を適正に実施し、付加奨励金の支給を受けたいので、以下のとおり申請します。また、当該申請書及び添付書類の記載内容について相違ありません。  
 なお、自社等就職者の雇用状況の確認を労働局が行う場合には協力します。

訓練コース番号	A-21(職業訓練の認定通知書)の記載事項と一致する必要があります。		
訓練コース			
訓練科名			
訓練期間	平成・令和 年 月 日	～	平成・令和 年 月 日
支給対象者数		人	(注1)
自社等就職者数		人	(注2)
就職率		%	(注3)
担当者連絡先	担当者名	部署	
	電話番号		
	メールアドレス		
訓練実施機関	実施機関番号		
	実施機関名		
	代表者氏名	A-21(職業訓練の認定通知書)の記載事項と一致する必要があります。	
	所在地		
訓練実施機関振込先(注4)	金融機関コード ( )	銀行	本店・支店
	口座番号		普通・当座 通知・別段
	フリガナ		
	口座名義		

※ 申請期限内に 訓練実施施設の所在地を管轄する都道府県労働局職業安定部訓練課(室)に

提出しない

社会保険労務士が、社会保険労務士法に基づいて提出代行者として支給申請書等の提出を行う場合は、裏面に記載欄がありますので、記名押印をお願いします。

就職を理由

※ 就職者名として中途退社

(注1)様式A-34の「付加金対象者」欄に○が付いている受講者数を記入してください。

(注2)様式A-34の「自社等就職者」欄に○が付いている受講者数を記入してください(令和1年10月1日開講コースより)。  
 自社等就職とは、訓練受講者を、訓練実施機関自ら、又は訓練実施機関の関連事業主(訓練実施機関と資本的、経済的、組織的関連性等からみて実質的な一体性が認められる事業主をいう。)に雇い入れる場合をいう。  
 なお、訓練実施機関と関連事業主の両者間に実質的な一体性が認められる状況は、以下のいずれかの要件に該当する場合とします。  
 1 資本金の50%を超えて出資していること。  
 2 取締役会の構成員について次のいずれかに該当すること。  
 (1)代表者が同一人物であること(個人事業主である場合も含む)。  
 (2)取締役を兼務している者が、いずれかの会社について過半数を占めていること。  
 ※疑義が生じた場合、労働局へお問い合わせください。

(注3)様式A-34の「雇用保険適用就職率」を記入してください。  
 労働局において確認した雇用保険の適用状況をもとに計算した就職率によって支給決定を行いますので、ご承知おきください。  
 自社等就職の場合、労働局にて雇用保険適用就職率を算定するに当たって、自社等就職した者の労働条件や勤務実態が分かる書類(労働条件通知書(写)や出勤簿(写)、賃金台帳(写)等)を提出していただく必要があります。上記労働条件が分かる書類及び、勤務実態が分かる書類(雇い入れから2か月間の勤務実態が分かるもの)については求職者支援訓練の終了した日の翌日から起算して6か月を経過する日までの間に提出してください(提出がなされない場合、雇用保険適用就職率の算定において就職した者として算定しません)。  
 なお、勤務実態について、契約期間中の週労働時間が20時間あるかどうか確認しますが、特段の事情により20時間未満となってしまった場合は、当該理由について証明していただく必要があります。  
 (令和1年10月1日開講コースより)。